

那覇空港エコエアポート協議会規約

(名 称)

第1条 本協議会は那覇空港エコエアポート協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、那覇空港における環境負荷の低減などの環境問題を正しく理解し問題意識を共有することにより、「空港及び空港周辺地域において環境の保全及び良好な環境の創造を進める空港」すなわちエコエアポートを実現することを目的とする。

(事 務)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事項について検討し協議する。

- (1) 空港環境計画の策定。
- (2) 周辺環境計画の策定。
- (3) 空港環境計画、周辺環境計画に基づく施策の実施。
- (4) 空港環境計画、周辺環境計画に基づく施策の達成状況の評価。
- (5) エコエアポートを推進するにあたって、関係者に対し必要となる教育及び啓発活動。
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事項の検討。

(役 員)

第4条 協議会は、会長及び委員をもって構成する。

2. 会長は、大阪航空局那覇空港事務所長（以下「空港長」という。）とする。
3. 委員は、別紙1のとおりとする。
4. その他会長が特に必要と認めた場合は、協議会の議決を経て委員とすることができる。

(役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

2. 委員は、会長の下協議会を構成し、第6条第2項に掲げる事項を審議する。

(協議会)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し主宰する。

2. 協議会は、第3条に定めるもののほか次の事項を審議し決定する。

- (1) 規約の改廃に関すること。
- (2) 協議会の運営に関すること。
- (3) その他重要事項に関すること。

3. 協議会の議決は多数決による。

4. 会長が必要があると認めた場合は、委員以外の者を協議会に参加させることができる。

(部会等の設置)

第7条 協議会の事務を円滑に推進するために次の部会を設置する。

- (1) 空港環境部会
- (2) 周辺環境部会

2. 部会は、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

3. 各部会に関して必要な事項は、各部会において別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、大阪航空局那覇空港事務所総務部総務課に置く。

2. 事務局は協議会の運営を補助する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(附 則)

この規約は、平成18年7月25日から施行する。

那覇空港エコエアポート協議会 委員一覧

委員は、下記機関より選任された者とする。

株式会社日本航空ジャパン 沖縄空港所

日本トランスオーシャン航空株式会社 那覇空港支店

全日本空輸株式会社 沖縄空港支店

那覇空港ビルディング株式会社

大栄空輸株式会社